

令和 7 年嵐山町農業委員会 第 2 回総会議事録

1. 開会日時

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所

嵐山町役場 2 0 4 ・ 2 0 5 会議室

3. 出席委員（出席者 8 名）

第 1 番 瀬山 和令 第 2 番 金井 敏隆 第 3 番 内田 公生 第 4 番 内田 久子

第 5 番 安藤 紀子 第 6 番 杉田 健一 第 7 番 青木 美恵子 第 8 番 杉田 哲

4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出
について

日程第 5 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 6 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

日程第 7 議案第 7 号 嵐山町農用地利用集積計画について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 (総会招集あいさつ)

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第2回総会は成
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第7 青木 美恵子 委員

議席番号 第1 瀬山 和令 委員

議席番号 第2 金井 敏隆 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。

初めに、農業委員会第2回総会に提出されました議案について、報告します。報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について1件、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、議案第6号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、議案第7号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、合計4件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長	以上で、報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、説明いたします。
事務局	届出地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△△、△△△番△△、地目：畑、総面積：177㎡です。
事務局	譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△番地△氏名A氏です。
事務局	譲渡人は、新座市〇〇〇△丁目△番△△号 氏名B氏です。

事務局

転用目的は、駐車場用地です。

事務局

令和 7 年 1 月 1 5 日、嵐山町農業委員会事務局長専決規程に基づき、受理しております。以上です。

議長

ありがとうございました。この件につきましては、報告事項であるため、ご了承願います。

議長

続きまして、日程第 5 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局

申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番、地目：田、面積：2,231 m²です。

事務局	譲受人は、比企郡嵐山町大字鎌形△△△△番地 氏名C氏です。
事務局	譲渡人は、比企郡嵐山町大字鎌形△△△△番地 氏名D氏です。
事務局	申請理由は、経営規模の拡大、権利関係は、所有権 移転です。
事務局	当申請について、申請者は以前より所有者から農地 を手放したいと相談を受けており、申請者は現在、隣 接する農地で耕作しており、取得すれば農地の集積に も繋がるため購入することとなったとのことで、取得 後は水稻栽培をする計画でございます。
事務局	それでは、3条の許可要件に沿って説明をさせてい ただきます。
事務局	全部効率利用要件：所有している土地や借り受けて

事務局 いる農地については全て耕作しており、今後も農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。

事務局 農業常時従事要件：営農計画書では申請地においては90日という意味合いで記載されておりますが、別添の申請書では年間350日、農業に従事していると記載されておりますので、問題ないと思われます。

事務局 地域との調和要件：申請者は南部土地改良区の理事でもあり、農業の維持発展に関する話し合いへの活動や水路等の共同利用施設の取り決めも遵守することですので、問題ないと思われます。

事務局 以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われます。以上です。

議長 ありがとうございました。
ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ。

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その報告を第4班
金井委員、お願いします。

金井委員

議案第5号について、調査報告をいたします。2月
17日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりま
した。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたし
ます。以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第5号 農地法第3条第1項の規定
による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 6 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更についての件を議題とします。
この件について、嵐山町長より意見を求められております。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 6 号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長 農用地区域からの除外案件 事案番号 1 について説明いたします。

農政課長 ・事案番号 1

農政課長 所在地：比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇〇〇〇△△△
番の一部、地目：畑、面積：277㎡の内120.94㎡
です。除外事由：農業用施設、事業計画者：氏名E氏で
す。

農政課長 申請者は現在、自宅敷地内にて農業用機械や作物等の
保管をしており、手狭であり、期待している作付け高を
確保することが困難な状況であるとのこと。自己所
有地で計画をしましたが、設計士より高低差があり、希
望している倉庫の建築は難しいと判断されたとのこと
です。当申請地は令和6年8月26日付で農地法3条の
許可を受けた土地であり、こんにゃくを作付けする予定
でしたが、やむを得ず、いくつかの候補地から、当該農
地を選定し、除外の申出に至ったとのこと。

農政課長 以上です。

議長 ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明
について、質疑を行います。

議長

どうぞ

(質疑なし)

議長

質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、
現地調査をしておりますので、その調査報告を第2班
杉田委員からお願いします。

杉田委員

議案第6号 事案番号1について、調査報告をいた
します。2月17日の農地調査会にて、申請地を調査
してまいりました。周辺農地に影響はなく、許可妥当
と判断いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。

これより、議案第6号 嵐山町農業振興地域整備計
画の変更について、採決します。

議長

本案を、原案のとおり変更することについて賛成す
る委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 6 号 嵐山町農業振興地域整備計画
の変更について、「やむを得ない。」という意見を付し
て、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 7 号 嵐山町農用地
利用集積計画についての件を議題とし、審議します。
なお、議案第 7 号については、議長である私自身が申
請人となっており、農業委員会等に関する法律第 3 1
条及び嵐山町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定に
より、議事に参与することができないため、一時退席
し、嵐山町農業委員会会議規則第 1 6 条の規定に基づ
き、職務代理である瀬山委員に議事の進行をお願いし
たいと思います。（退場）

職務代理 本議案につきまして、代理を務めさせていただきます。
す。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第 7 号 嵐山町農用地利用集積計画について、
説明いたします。

農政課長 新規設定は、田 3 0 筆 5 6 , 1 4 4 m²、畑 2 2 筆
2 2 , 7 6 9 m²、計 5 2 筆 7 8 , 9 1 3 m²です。

農政課長 更新再設定は、田 9 筆 1 5 , 6 2 6 m²、畑 5 筆 6 , 5
2 8 m²、計 1 4 筆 2 2 , 1 5 4 m²です。

農政課長 合計 6 6 筆 1 0 1 , 0 6 7 m²、うち田 3 9 筆 7 1 , 7
7 0 m²、畑 2 7 筆 2 9 , 2 9 7 m²です。

農政課長 (新規 5 2 筆・更新 1 4 筆の説明をする)

農政課長 以上です。

職務代理 ありがとうございました。

議案第 7 号 嵐山町農用地利用集積計画について

職務代理 質疑をおこないます。

職務代理 どうぞ。
(質疑なし)

職務代理 質疑を打ち切ります。

職務代理 これより、議案第7号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

職務代理 挙手 全員

職務代理 よって、議案第7号 嵐山町農用地利用集積計画については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答することに決定しました。

職務代理 ここで杉田委員に復席をお願いします。(復席)

職務代理	ここで、一時退席された杉田委員に申し上げます。 議案第 7 号 嵐山町農用地利用集積計画については、 原案のとおり承認されましたのでお知らせします。
職務代理	それでは議長が復席されましたので、ここで代理の 任を解かせていただきます。
議長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全 て終了しました。
議長	以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 2 回総会を閉会します。
議長	お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議 長

杉田 哲

委 員

青木 美恵子

委 員

瀬山 和令

委 員

金井 敏隆
